

伊予市集会所整備事業実施要綱

平成21年7月14日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が取組む参画と協働のまちづくりを推進するため、地域の問題解決、地域における公共的活動及び新たな地域づくり活動等の拠点として活用する集会施設（以下「集会所」という。）の新築、改築又は増築（以下「集会所整備事業」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 市が行う集会所整備事業の対象となる集会所は、地縁による団体又は住民自治組織（以下「自治組織等」という。）を単位として設置され、自治組織等が維持管理するものでなければならない。

2 この要綱に基づき行う集会所整備事業にあつては、完成後、公営住宅法第44条第3項並びに公営住宅法施行令第2条第1項第1号及び第3号並びに第3条第1項に規定する建設大臣が定めることとされる数値等（平成8年建設省告示第1783号）に定められている期間を、地方改善事業（地域改善対策事業等を含む。）、伊予市コミュニティ施設整備事業及び旧市町単独集会所整備事業にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を、それぞれ経過したものでなければならない。

(用地の確保)

第3条 集会所整備事業の実施に係る用地は、当該自治組織等が自己の負担により確保するものとする。

2 自治組織等は、前項の規定により確保した用地を集会所整備事業のため無償で市に使用させるものとする。

(集会所整備事業実施要望)

第4条 集会所整備事業の実施を要望する自治組織等は、伊予市集会所整備事業要望書（様式第1号）に市長が認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

第5条 市長は、前条の規定による要望書を受理したときは、当該要望内容の緊急性、重要性、規模及び地域配分等を考慮し採択するものとする。

（集会所の維持管理等）

第6条 市長は、集会所整備事業が完成したときは、伊予市集会所施設管理委託契約書（様式第2号）により、当該集会所の維持管理を自治組織等に委託するものとする。

2 前項の規定により、管理を受託した自治組織等は、善良な注意のもとに集会所の維持管理を行わなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年5月18日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

伊予市集会所整備事業要望書

年 月 日

伊予市長 様

自治組織等の名称 _____

自治組織等の代表者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

伊予市集会所整備事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり要望します。

記

- 1 集会所整備事業の種類
- 2 集会所整備事業の場所
- 3 受益戸数

注) 1 自治組織等の総会等において、集会所整備事業の実施要望を決定したことを証する書面

- 2 構成員名簿

様式第2号（第6条関係）

伊予市集会所施設管理委託契約書

年度において施設整備した 集会所（以下「集会所」という。）の維持管理について、伊予市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、伊予市集会所整備事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり管理委託契約を締結する。

（管理運営）

第1条 乙は、集会所が自治活動の拠点として活用されるものであることを十分に理解し、善良な注意をもって維持管理しなければならない。

（費用負担）

第2条 集会所の維持管理に要する経費は、乙の責において負担するものとする。

（損害賠償）

第3条 集会所の維持管理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。

2 乙は、前項に定める損害賠償等に充てるため、乙の責任において損害保険に加入しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、天災その他特別の理由により、乙の責に帰することが適当でないとき、甲乙協議して決定する。

（改修等）

第4条 乙は、集会所の改修又は修繕を行った場合は、その費用の全部を負担し、甲に報告するものとする。

年 月 日

甲 伊予市長 印

乙 (自治組織等)

住所

代表者名

印